

平成 27 年度第 2 回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 平成 27 年 11 月 2 日（月）午後 2 時～4 時 15 分
- 2 開催場所 春日井市総合福祉センター小ホール
- 3 出席者

【会長】

向 文緒（中部大学）

【職務代理者】

田代 波広（尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ）

【委員】

市川 潔（春日井市居宅介護支援事業者連絡会）

竹内 達生（春日井市医師会）

和久田 月子（春日井保健所）

近藤 幸保（春日台特別支援学校）

山本 順子（春日井公共職業安定所）

河野 まゆみ（春日井市手をつなぐ育成会）

戸田 三保子（春日井市肢体不自由児・者父母の会）

加藤 鉦明（春日井市社会福祉協議会）

尾崎 智（地域包括支援センター春緑苑）

永草 よね子（民生委員）

綱川 克宜（尾張北部圏域地域アドバイザー）

【子ども部会 部会長】（オブザーバー）

住岡 亜美（障がい者生活支援センターあつとわん）

【相談支援センター代表】

川口 佐代子（障がい者生活支援センターかすがい）

【傍聴】 9 名

【事務局】

宮澤 勝弘（健康福祉部長）

中山 一徳（障がい福祉課長）

入谷 耕介（障がい福祉課長補佐）

渡辺 克匡（障がい福祉課長補佐）

長坂 匡哲（障がい福祉課主査）

小川 洋平（障がい福祉課主査）

寺尾 浩孝（障がい福祉課主事）

石黒 丞（基幹相談支援センターしゃきよう）

板津 和貴（基幹相談支援センターしゃきよう）

望月 太郎（基幹相談支援センターしゃきよう）

4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告について
- (2) 連絡会の報告について
- (3) 部会の報告について
- (4) その他

5 会議資料

- (1) 障がい者生活支援センター集計
- (2) 相談支援事業所 相談に関する報告
- (3) 基幹相談支援センターの報告
- (4) 相談支援事業所連絡会の報告
- (5) 当事者団体連絡会の報告
- (6) すまいの部会の報告
- (7) はたらく部会の報告
- (8) 子ども部会の報告
- (9) 相談支援連携部会の報告
- (10) 障がい者虐待の通報・届出状況について

6 議事内容

議事に先立ち、部長あいさつを行った。また、会議は公開とし議事録は要点筆記とすることを確認した。また、向会長より、今回は障がい児に対する支援を主に協議するため、議題1～3のうち障がい児に対する支援以外の部分は一括して協議をする旨説明があった。

◆議題1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

(川口相談員) 資料1、資料2に基づき報告

(事務局 基幹相談支援センターしゃきょう 板津相談員) 資料3に基づき報告

◆議題2「連絡会の報告について」

- ・相談支援事業所連絡会

(川口相談員) 資料4に基づき報告

- ・当事者団体連絡会

(戸田委員) 資料5に基づき報告

◆議題3「部会の報告について」

- ・すまいの部会

(河野委員) 資料6に基づき報告

- ・はたらく部会

(田代委員) 資料7に基づき報告

- ・相談支援連携部会

(綱川委員) 資料9に基づき報告。

(向会長) ここまでの報告について、事前にいただいたご質問、ご意見よりいくつか紹介させていただきます。一つ目は、障がい者生活支援センターの集計について、かすがいのニーズ別相談件数で「その他」の項目が多いですが、これはどのような相談なのか。二つ目は、かすがいとしゃきょうの報告にある、家庭内暴力や行動障がいでの親子分離する必要がある場合に行動障がいの強い人の受け入れがすぐに可能な施設はあるのか。また、受け入れを要請する過程で、障がい福祉課と障がい者生活支援センターではどのような連携を図るのか。また、児童で行動障がいがあるケースで本人を預かることができる施設や病院はあるのか。というご質問がありますが、これに関してかすがいの川口相談員お願いします。

(川口相談員) ニーズ別相談ケースの「その他」の項目につきましては、家族ではなく、交際相手や友人等、本人と関わりのある人物から相談があったケースが多かったです。内容としては利用している事業所に関するものが多かったように思います。あとは、交通事故に遭った方に関して警察や保険会社と関わったことが多々ありました。このように本人の相談であるものの、家族以外から相談があったケースやサービス、生活支援に当てはまらないケースを「その他」に入れました。二つ目の質問に関連するようなケースがかすがいの場合2件あり、2件とも児童相談所が関わっていて、知的障がい児入所施設に入所し

ているケースでした。18歳を過ぎてからどこに住めばいいだろうかという相談内容で、そのうちの1件はまだ行き先が決まっています。もう1件は、その方が幼い頃から関わっていた支援者がグループホームを立ち上げた関係でそこへ入居できる見込みです。家庭に戻るという選択肢は無かったため、このような方を今後どのように支援していくかは今後の課題となっております。

(向会長) ありがとうございます。この件に関して他にありますか。

(尾崎委員) ニーズ別で「その他」が多かったことについてですが、私も地域包括支援センターで毎月介護保険課に報告をしていますが、なるべく「その他」は使わないようにした方が見た人が分かりやすいですし、それだけの件数があるのであれば別の項目を作った方がいいと思います。また「その他」の中で、ニーズがばらばらなのか、何かに偏っているのかも気になりました。項目の見直し等も含めて検討した方がいいと思います。二つ目の質問に関して、児童、成人に限らず、行動障がいの方は急に何かがあった時に預かってもらえる所を見つけにくいという現状があります。今回の事例のように家族との分離が必要となった場合に預かってもらえる所があるのか気になりました。私が春日苑に勤務していた時も、行き先が無く、巡り巡って「春日苑で何とかありませんか」と言われることが何度かありました。今回は特に分離を強く望まれるようなケースであったので、このような場合受け入れてもらえるのはどんな所があるのか、具体的にどれ位の受け入れ先があるのかというのが知りたいです。

(川口相談員) 急な場合の受け入れ先に関しては、その時の状況やその人による場合があると思います。私が以前関わったケースでも数件は受け入れてもらえた例はありますが、ケースの内容によると思います。家族がやむを得ず面倒を見ないといけなくなるケースもあるため、課題であると考えております。

(向会長) ありがとうございます。次に加藤委員からいただいたご意見を紹介します。資料2の春日苑の地域課題にある「世帯状況に見合った支給決定が望まれるケースがある。」基幹相談支援センターしゃきょうの所感で「家族と同居していることから居宅介護の支給量が十分に出ず家族負担の軽減が進まないケースがあった。」とあるが、支給決定の方法の見直しを検討する必要はないか、という意見です。これについては事務局の方からお願いします。

(事務局：小川主査) 春日井市では支給決定を適正に行うため、国の国庫負担基準や留意事項通知を元に支給決定を行っております。この中で利用者が一人暮らしであるか、障が

い、疾病等のため家族が介護をするのが困難な場合に関しては、居宅介護の家事援助を認めていくということになっています。基本的に家族がいる人に関しては支給決定できないのですが、留意事項通知には状況によっては支給決定を出すことになっておりますので、その家庭の事情を踏まえて出す場合もあるということになっております。

(向会長) 相談支援をした人が詳細に説明をすることで利用ができるように支援をしていくということでしょうか。

(事務局：小川主査) そうです。

(加藤委員) 前回の協議会でも同様の記載があったので気になっていました。適正なサービス利用量ということで、国の基準に準拠するのは当然なのですが、その中で、特段の状況があれば留意してくださいということになっているにも関わらず適正な支給決定が出なかった今回の事例にある春日苑さん、基幹相談支援センターしゃきょうからの相談は、逆に言うと障がい福祉課への相談の仕方に問題があるという理解でよろしいでしょうか。また、どういった相談の仕方をすればそのケースが適正なのかという判断につながっていくのでしょうか。

(事務局：小川主査) 相談の仕方が悪いというわけではないのですが、ポイントとしては、家事が行えないという状況や支援をしていくのが非常に困難であるという状況をより具体的に聞いていただくことです。なぜ出来ないのか、どれ位支援があればあれば出来るのか、といった部分を具体的に把握していただくという所になるかと思います。

(加藤委員) 今後は相談の中で基準を超えて支給決定が必要と支援センターが感じたケースは、状況をより詳しくきちんと伝えることで今回のようなことは無くなっていくと思いますので、そのつなぎの部分をしっかりしていただければいいと思います。これからケースを積み重ねていくと、ある一定の状態になると通常の対応では難しいのではないかとこのが出てくると思いますので、事例を積み上げていく中で一定の基準が出来るのではないかとこの風になります。それは利用者主体ということで作っていくのであれば、地域自立支援協議会の場でどういう状態の時に基準を超えた支給決定を認めていかないといけないのかということ市に提言するという事になれば、より客観性が持てて素晴らしい対応ができるのではないかなという風に思いました。

(向会長) ありがとうございます。今回は相談員が細かいところまで見ていたと思います。このように事例を積み重ねれば一定の基準を見いだせると考えられますので、引き続き相談員の方は頑張ってお手伝いしていただきたいと思います。

続きまして、戸田委員からのご意見で、「医療的ケアが必要な人への支援が少ない」という地域課題において、医療的ケアが必要な方がいるにも関わらず対応できる事業所が少ないと思われることについて、春日井市の現状、今後の考え等を伺いたいということですが、事務局から状況の説明をお願いします。

(事務局：渡辺補佐) 医療的ケアが必要な方への支援が少ないことは、春日井市としても課題であると考えております。先日、春日井市にある重症心身障がい者の施設を訪問する機会がありました。平成24年に地域自立支援協議会にあった医療部会で重症心身障がい者の方の支援について検討しましたが、その時部会員であった方が立ち上げ、現在代表を務めている事業所です。訪問時には、重度で医療的ケアが必要なお子さんや成人の方が7名ほどおり、看護師が一生懸命支援をしている姿を見ました。支援の方法を一つ間違えてしまうと命を落としかねないという危険がある中で、本当に大変な支援をいただいていると実感しました。さらにお聞きすると、この事業所に通っている方は受け入れてもらえる所が無い関係で、春日井市だけではなく名古屋市や小牧市などの方もいらっしゃるそうです。このような状況の中で市としても重症心身障がい者の事業所の開設をお願いしている所です。最近の状況としては、先日、ある事業所から基幹相談支援センターに、今年度中に放課後等デイサービス事業を立ち上げてその中で重症心身障がい者の支援も実施していきたい、という話をいただきました。もう一つは、障がい福祉課の窓口にも、別の事業所から重症心身障がい者の支援を行う事業所を立ち上げたいという相談をいただきました。いずれのケースも医療的ケアをする事業所が少ないという春日井市の現状を強くお伝えし、ぜひ事業を行っていただきたいと説明しました。このように、市としては今後事業所の施設長が集まるような会議等で引き続き支援が不足しているという現状を事業所の方に強く働きかけるとともに、地域自立支援協議会の部会等では、どれだけの方がサービスを必要としているのかという調査も行っていきたいと考えております。

(向会長) ありがとうございます。圏域アドバイザーからも追加で情報があればお願いします。

(綱川委員) 尾張北部圏域の地域アドバイザーという立場から気づいた点をお伝えします。春日井市における状況ですが、医療的ケアに関しては春日井市だけでなく圏域全体、もっと言うと愛知県全体の課題となっております。重症心身障がい者の方の受け入れ先がないということで、愛知県でも力を入れておりまして、名古屋市で新施設がスタートした他、一宮、岡崎にも新たな施設を整備している状況です。春日井市の状況が良いというわけで

はありませんが、他の市町村は進んでいるのかという点を決してそうではなく、県全体で考えていく問題であります。私も協議会の場で県内の重症心身障がい者の方への支援の状況、他市町村の良い取組み、医療的ケアが必要な方がよりよく生活できるような仕組み、方法、事業所への啓発の仕方等、良い情報があれば協議会の場でもお伝えさせていただき、皆さんと共有し、春日井市ではどうしたらよいかを深めていけたらと思っております。

(戸田委員) 今回お聞きした新しい情報を会員に伝えることができます。お話の通り、愛知県に重症心身障がい者の施設がたくさん出来るのは事実なのですが、出来ると同時に一杯になるということも事実です。こぼと学園も現在新しく建設されていますが、人数が減るということでこぼとから外へ行く方もおり、全員が入れるわけではないと聞いております。重症心身障がい者の方が今後増えていくことが考えられますので、これからも様々な情報が欲しいことと、以前、医療連携部会で開催したヘルパーの医療的ケアの研修を受けた方が実際に現場で支援を出来るように働きかけていただきたいと思います。

(向会長) ありがとうございます。続いてもう一点紹介したいと思います。当事者団体連絡会からご意見が届いております。精神障がいに関する点として、家族や本人を取り巻く関係者の障がい特性の理解不足や不適切な対応が地域課題だと思う。精神障がいの当事者と家族の関係性に関する相談の多くが、すでに関係性が著しく悪化しているケースが多い。家族関係に関する相談は早い段階で受けられるよう情報提供の必要性を感じている。また、緊急時の避難先についても検討が必要である、というご意見です。当事者家族の情報提供に関して意見をいただきたいと思います。保健所の和久田委員、もしご意見がございましたらお願いします。

(和久田委員) 精神障がいの家族への支援で緊急時の避難ということですが、患者さんの状態によるのか、家族の介護など支援が不足しているのか、どちらかによると思います。患者さんの状態が緊急的に悪くなり医療が必要な状態であれば、医療機関の主治医の所へ行き指示を仰ぐべきと話を聞いています。それから、家族に急なことが起きた場合ですが、今すぐ答えは分かりません。家族との関係については、一つは患者さんの病気を家族が正しく理解しているのかによると思います。精神障がいの方は、日によって状態が違ったり、自分の意思が上手く言えなかったりしますので、まず病気の特性を家族が理解すること。精神障がいだけに言えることではないですが、失敗が許されないような状態に追い込み、よりストレスが高くなっていくということがあるので、その辺りの理解を家族がどれ位できているのかによって、患者さんの支援が上手くいくかどうか、あるいは人

間関係が上手くいくかどうかが決まるのではないかと思います。

(向会長) ありがとうございます。本人が受診をしていて家族も病気の理解が進んでいるケースというのは何とか支援に繋がりますが、未受診であるとか受診したとしてもなかなか本人への理解が進まず継続して受診ができないとか、こういった困難なケースを保健所さんの方でサポートされると思いますが、これらの周知を地域自立支援協議会、病院、支援センター等と連携して図ればよいと思います。事前にいただいたご意見の紹介は以上でございます。それでは、障がい児に対する支援に関する検討に入りたいと思います。はじめに子ども部会の報告を住岡部会長からお願いします。

(住岡部会長) 資料8に基づき報告

(向会長) ありがとうございます。それではこの件について協議を深めていきたいと思っています。各委員からご意見はありますか。

(河野委員) 意見というか感想になりますが、地域自立支援協議会が何年も続いてきている中で、子どもよりは大人の部分を主として検討されてきたのですが、知的障がいについては家族の意向で障がい児支援の保育を希望しない方が何人もいるのが現状です。子ども達はここで生きにくさや関わり方を勉強して次のステップへ行きます。しかし園から学校に適切な情報が届いているのか、というのは以前からの課題ですので、情報の共有はぜひ行政の中でもしていただきたいと思います。

最近の若いお母さん達は働いている方も多く、たくさんのサービスを上手に活用しています。しかし子どもの頃から活用していたサービスも18歳で使えなくなってしまいます。使えなくなってから慌てて我が子と向き合っても遅いことが多いです。親子別々の生活をエンジョイしてきたかもしれませんが、18歳を境に再び親子の時間が始まるわけです。なので、子どものうちから親子関係を作るということをどこかで働きかけてほしいですね。子どもの時期は親子関係をしっかりと構築する時期なんだなと思います。生きにくさを持ったお子さんは、いろいろな支援を受けながら、家族からの愛情を受けて育っていくことで、将来的に障がいがあってもちゃんと生きていけるようになるかなと思います。支援という部分と家族の支えという部分、両方が必要だと思います。現在支援の部分だけが取り沙汰されますが、「親としてもうちょっと頑張りましょう」と言われなくなってきたのかなと思います。我々の頃は支援が無く、「お母さん頑張りなさい」と言われ何を頑張ればいいのか分からないまま時間が過ぎまして、今の若いお母さんはサービスがたくさんあって羨ましいなと思います。私たちが以前、一緒に子どもを追いかけていた時期に、

お母さんがお仕事をしていたり、友達同士でランチをしていたりというのが毎日なのはどうか、と少し心配であります。子育ては親が頑張る時代でもあるので、負担を軽減するだけでなく責任を持って育ててもらおうというような親への支援を考えていく必要があるのではないかと思います。そうするために計画相談を上手く使って、計画性を持って子ども時代を過ごし、大人になっていけるとよいと思います。親への支援ということで、親の会が求められていることもあるようですが、会を作るための支援も必要なのではないかと思います。

(向会長) ありがとうございます。報告にあったように、ライフステージに応じた切れ目のない支援が重要であるというご意見であったと思います。保育園の支援は充実してきたものの、学校への引き継ぎは、まだ不十分な点もあるということですね。それから、親への支援に関して、サービスの利用を進めるだけでなく親として子育てをいかにするかというご意見、その際には18歳以降のことを見越したものが望ましいというご意見であったと思います。他の委員からは、何かありますでしょうか。

(尾崎委員) 包括として子どものことで意見するということは少ないのですが、やはりコーディネーターの人が大事になるのでは、と感じました。介護保険でもそうですが、デイサービスが凄く増えており、客の取り合いのような状況になっていて、他を減らしてでもうちの事業所を使ってくださいという所の中にはあるという状況で、そういう所が放課後等デイサービスにもいる可能性があると思います。利用するさまざまな理由がある中で、客観的なコメントをする人がコーディネーターすべきじゃないかなという気がします。親が質問をしても返ってくる言葉が事業所や学校等によってばらばらで困る、というのはよくあることだと思います。そこで客観的な意見を出した上で、親御さんがどんな選択をしますか、という風にまとめ役をする人が必要なのではないかなという所はあります。コーディネーター人は複数の法律をまたいだ知識が必要で負担はかなりあり、スキルも必要になるため、求められるものは大きいのではないかなと思います。私も親として子どもの成長を見ていて思いますが、幼稚園、保育園で障がいのある方を受け入れている所は多いのですが、大体ベテランの保育士さんが見ていて、補助の先生が付いていることが多いです。先生が相談ができないという現状があるのかな、と見て取れます。コーディネーターの人が認知されるようになればベテランの先生であっても相談できるのではないかなと思うので、春日井市でもそういう人を育てて体制を作っていく必要があるのではないかなと感じています。大人になってから注意されても受け入れられないと思いますし、かすがいい、しゃきょう

の報告でもそうですが、小さいときからいい事、悪い事というのを習慣づけていかないといけないこともあると思いますし、社会に出てから悪い事を悪いと言われてもパニックになってしまうかなと思います。療育を早く受けたいということであれば、コーディネーターの役割というのは相当大きいのではないかと思うので、協議会でどのように対策を立てるのか、いろいろな分野をまたいでいるので市全体の課題にもなって、協議会から施策に上げていければよいかと思いました。

(事務局：渡辺補佐) ここまでの話からもあるように行き着く所は計画相談ではないかと思います。本日お配りした春日井市子育てライフステージマップにおいて、部門をまたいだ動きをすることができるのは計画相談を立てる人ではないかと感じております。進学する時にそのつなぎをすることは大変重要なことだと認識しておりますので、障がい児の計画相談が増えるように春日井市としても努力をしていきたいと思っております。

(河野委員) 春日井市は昨年まで障がい児保育と言っていましたが、特別支援保育に名称が変わりました。巡回で市民カウンセラーが回っていると聞いております。また支援が必要な親御さんに対し時間をかけて話をし、年長さんになって特別支援保育に代わる、または特別支援保育がない保育園から特別支援保育がある保育園へ代わっていくというケースもあります。保育園は情報を出したいと以前から思っていると私は感じています。しかし園長先生が「あの子は学校行ってどうしてらっしゃるかしら」と話されることがあります。学校へ入ってからの生活を時々知りたいと思うのはごく普通の感情だと思いますが、忙しいこともあり、なかなか学校との関係が築けないということがあります。春日台特別支援学校ですと運動会等の行事があり園の先生も見学に行く等の交流もあるようです。特別支援学級では困難なケースも増え、担任の先生に対する研修等が増えているとは聞いておりますが、まだまだ足りないのかなと思います。現在は早い段階から学校と相談できるようになっているようですが、園はもっと情報を出したがついていると思われるので、園からもっと情報を出してもらえよう体制を作っていただきたいと思います。また、若いお母さんは小さい子を抱えて大変なので、窓口が一つであると流れが上手くいっていると思います。

(向会長) ありがとうございます。この件で提案等はございますか。

(綱川委員) 今まで話にあがった連携についてですが、関連して組織ごとの連携について近隣市町でも先駆的な取り組みがありますので、その紹介をしたいと思います。犬山市は協議会の中で子ども部会を設置しております。今年の夏に市内の小中学校の特別支援学級

の先生と相談支援事業所の相談員が交流、研修をするという企画がありました。主な内容は、相談員が講師となって障がい者手帳について説明し、児童発達支援事業や放課後等デイサービスがどんなことをしているのかを紹介し、それを受けてのグループワークを行いました。私もそこに参加させていただき、なるほどと思ったことがありました。一つは研修に参加した特別支援学級の先生から、福祉の制度のことができて勉強になった、今まで子ども達が放課後等デイサービスに通っているのは知っていたが、どのような仕組みで動いていて月何日間使えるか等は全然知らなかった、手帳の申請について分かり大変勉強になった、という感想をいただきました。勉強になったと言ってもらい良かったと思えたと同時に、逆に福祉関係者は学校の教育制度について知らないことが多いのではないかと思います。連携というのは相手を知ることからだと私は思っているので、まだまだ福祉と教育で共有できることはたくさんあるのではないかと思います。もう一つは、後半のグループワークで行ったのですが、計画相談について、障がい児相談というのがあって計画を立てることでサービスが使えるということを実際に様式を見せながら先生に話をしました。そこで先生から出た感想として、計画相談の相談員が把握している本人の情報と学校で把握している情報が重複しているということがありました。そこから思ったことは、繋がりが無いと言いつつも学校の先生が把握したい情報と相談員が把握したい情報というのは合致しているため、お子さんにとってよりよい支援の見立てをお互いで考えていけるのではないかと思います。今後、春日井市ではこのような取り組みを参考に子どもへの支援がよりよく充実したものになるように考えていければよいと思いました。

(近藤委員) お母さん方への支援に関することですが、実際に子どもを見ていると毎日のように学校の後は放課後等デイサービスを利用しています。子どもに土日は何をしていたか聞くとデイを利用していると言われ、家族と過ごす時間は一週間にどれ位あるのだろうかと思うことがあります。個人の感覚で言うと、子どもが小さいうちは時間を割いてでも一緒に過ごしたいと思うので、そういう意味でどうかな、と思います。いろいろな機関との繋がりの部分について、学校では個別の支援計画を作成することになっています。特別支援学校は作成しないといけませんが、今後はそれ以外の学校も作らないといけなくなります。春日台特別支援学校内には幼稚部、小学部、中学部、高等部と4つの部がありますが、進級するたびに計画書を引き継いでいきますので、学校の中では繋がっていきます。文部科学省の方では、学校だけではなくて、切れ目のない支援として卒業しても社会に出てからよりよく生活できるために、移行支援計画を作成することが推奨されています。実

際で作って活用していますが、そこで一つ引っかかるのは個人情報の保護の関係上、上手く引継ができなくなったということです。本人、保護者が了解していれば問題ないということなので、了解を得たうえで情報交換ができれば有意義な物になると思います。これからも積極的にお互いの情報を交換していきたいと思います。実際、計画書に書かれる内容は子どもさんの実態と本人、保護者の願い、それに対する3年ぐらいのスパンの長期目標と1年ぐらい先の短期目標があります。目標達成のための手立てと実施後の成果を書いて更新をしていきますが、基本的に評価や記録を書く際には出来るだけいい所を積極的に書きますが、実際には本人の課題とそれに対する支援の情報が欲しいのではないかと思います。そういった情報について、直接会って情報交換をする機会が得られればいいのではないかと思います。

(向会長) ありがとうございます。切れ目のない支援体制の仕組み作りに関連して貴重なご意見をいただきました。引き続き子ども部会で検討していただきたいと思います。専門職同士が繋がるという意味で良いアイデアがたくさん出たと思います。特別支援学級の先生と相談支援員の交流というのは、教育と福祉の壁を越えて繋がるということで非常に良い事例ではないかと思います。出来ればケアマネジメントの基本である当事者を交えて、支援の切れ目になる危険性がある時に、一緒に課題を明確にして目標を立てていくということが出来るようになるといいのかなと思いました。それでは議題その他として事務局よりお願いします。

(事務局 基幹相談支援センターしゃきょう 板津相談員) 資料10に基づき報告
意見は特になし。

各委員にその他意見がないことを確認し、閉会した。

平成28年3月14日

会 長 向 文 緒 印

職務代理者 田 代 波 広 印